

「観光コンテンツの拡充および持続的な販売促進業務」に関する質問に対する回答

	該当項目	質問	回答
全体	1	令和7年度に造成した観光コンテンツの一覧および概要、また「昨年度作成したLP」の一覧やコンテンツ詳細をご開示いただくことは可能でしょうか。	可能です。下記LPよりご確認ください。 <a href="https://kitakyushucity.guide/brandnew_kitakyushu">https://kitakyushucity.guide/brandnew_kitakyushu</a>
	2	「(1) 観光コンテンツの磨き上げおよび新たな観光コンテンツの造成・販売整備」について、令和7年度に造成された既存の観光コンテンツの販売実績（送客数や主な販売チャネル・購入者の国籍）をご開示いただくことは可能でしょうか。可能な範囲でご回答頂きますと幸いです。	販売実績は各事業者様の情報のため開示できませんが、販売チャネルは下記LPよりご確認ください。 <a href="https://kitakyushucity.guide/brandnew_kitakyushu">https://kitakyushucity.guide/brandnew_kitakyushu</a>
仕様書について	全体 3	仕様書内各「業務内容」において、「KPI 達成について随時進捗確認を行い、未達が予測された時点で、提案内容様式1に加えて新たな手法を検討、提案すること」と記載されています。この「新たな手法」を実施するにあたり、当初の計画に含まれない追加経費が発生した場合、それは委託料上限額（1,000万円）の中に予備費等としてあらかじめ見込んでおくべきでしょうか。あるいは、別途協議のうえで市にご負担いただける、もしくは経費の範囲内で実施可能な代替案へ変更するという認識でよろしいでしょうか。	新たな手法を実施する際に、市において追加経費の負担は行いません。
	3(1) 4	「(1)新たな観光コンテンツを2 コンテンツ以上選定し商品造成・販売を行うこと」とありますが、この選定対象は「既に北九州市内にある既存の観光資源・体験コンテンツ」から選ぶ想定でしょうか。あるいは、事業者がゼロから新規造成する想定でしょうか。	受託事業者様において、新規造成する想定です。
	3(1)イ 9	業務内容 (1) イ「旅行商品の自走化につながる提案とすること」とありますが、北九州市様が想定される「自走化」とは、具体的にどのような状態を指しておりますでしょうか。（例えば、委託期間終了後もOTA等のプラットフォーム上で事業者が自費で掲載・販売を継続している状態、あるいは地元の受入事業者が自立して集客・運営できる状態、など）	ご認識のとおり、委託期間終了後も受託事業者様においてOTA等のプラットフォーム上で掲載・販売を継続している状態や、地元の受入事業者様が自立して集客・運営できる状態です。

「観光コンテンツの拡充および持続的な販売促進業務」に関する質問に対する回答

	該当項目	質問	回答
仕様書について	3(2)	5 「(2) BtoCプロモーション」における「昨年度作成したLP」について、URL および現在のアクセス状況（月間PV数など）をご教示いただけますでしょうか。また、受託後に当該LP のテキストや画像の修正・導線改善などを体系的に行うことは可能でしょうか。またLP の修正が可能な場合、修正費は事業費外という認識でよろしいでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度作成したLPのURLは下記のとおりです。 <a href="https://kitakyushucity.guide/brandnew_kitakyushu">https://kitakyushucity.guide/brandnew_kitakyushu</a></li> <li>・LPアクセス状況（4/1～4/30）：日本語ページ247PV。</li> <li>・業務開始後にLPの修正や導線改善などを行うことは可能です。修正費用についても、ご認識のとおり事業費外と考えていただいで構いません。</li> </ul>
	3(2) (3)	7 (2) と(3)について、BtoCプロモーションでは「ターゲット市場のうち1市場を選択」、BtoBプロモーションでは「ターゲット市場のうち2市場を選択」と指定されています。この選択にあたり、BtoCとBtoBで同一の市場（例：BtoCで韓国、BtoBで韓国・台湾）を選択し、特定の市場に注力する提案は可能でしょうか。それとも、全体として3市場すべてを網羅するような組み合わせが推奨されますでしょうか。	全体として3市場すべてを網羅するような組み合わせで提案してください。
	3(1) (2) (3) 留意事項	6 ※留意事項の「契約後は現地での言語でのやりとりを可能とすること」および4 ページ8. その他「本業務の委託契約書は日本語で契約する。翻訳などが必要な場合、経費は事業者の負担とし、委託事業の経費には含めない」とあります。これは「見積書（委託料上限1,000 万円）の中に翻訳・通訳費を内訳として計上してはならない（持ち出しとする）」という意味でしょうか。それとも「事業者側の社内調整や日常連絡に伴う翻訳経費は認めるが、契約書や成果物等の翻訳経費は認めない」という意味でしょうか。	本業務において、翻訳などが必要な場合、経費は受託事業者様の負担とし、委託事業の経費には含めません。
	3(7)	8 「7 その他」に、「状況等によっては、契約締結後に連携都市から事業内容、契約金額及び事業期間等を変更する可能性がある」とありますが、ここで想定されている「連携都市」とは、具体的にどのエリアを指しているのでしょうか。また、契約金額変更の場合、減額・増額いずれの可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携都市」については、誤記のため「委託者」と読み替えてください。</li> <li>・契約金額変更については、ご認識のとおりです。</li> </ul>